

奈良県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
岡眼科医院	大和高田市永和町九―三四	平成二十五年十二月三十一日
岡眼科分院	大和高田市片塩町一六―一二号 岡本ビル四階	平成二十五年十二月三十一日
藤井歯科	宇陀市榛原萩原二五九五	平成二十五年十二月三十一日
神宝医院	御所市御所六三〇―五	平成二十五年十二月三十一日